



熊本県公報

第13309号
令和6年(2024年)
2月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○道路の供用開始	(道路保全課)	3
○道路の供用開始	(〃)	3
○道路の供用開始	(〃)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	10
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	13
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	15
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	17
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	18
○道路の区域変更	(道路保全課)	18
○道路の供用開始	(〃)	19
○道路の供用開始	(〃)	19
○熊本県立劇場の使用料の収納事務委託	(文化企画・世界遺産推進課)	19
公 告		
○大規模小売店舗立地法の規定に基づく承継届出	(商工振興金融課)	20
○熊本県議会映像インターネット配信等業務委託に係る落札者の決定	(議会事務局)	20
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	20
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	21
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農地・担い手支援課)	21
○公共測量の実施	(監理課)	23
○公共測量の終了	(〃)	24
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	24
登 載 依 頼		
○運転者管理等業務用端末及び周辺機器の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者の決定等	(警察本部運転免許課)	24
○熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催	(主要農作物奨励品種審査会)	24
○熊本県地域医療対策協議会の開催	(地域医療対策協議会)	25
○令和5年度(2023年度)第2回熊本県立図書館協議会の開催	(熊本県立図書館協議会)	25
○第164回熊本県都市計画審議会の開催	(都市計画審議会)	26
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	26
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	27
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃)	27

告 示

熊本県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）2月27日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市原字杉尾3765番4、3782番1、3782番2、3782番4、3782番6、3782番8、3782番10、3782番12、3782番14、3784番1から3784番3まで、3784番6、3785番2、3785番3、3788番、3789番1
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）2月27日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市原字堂床4793番、4802番4、字木落4993番4、字馬見野4996番18
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）2月27日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市原字蜂ノ巣3615番1、3615番5から3615番7まで、3621番、3623番1、3623番2、3624番、3626番、3627番1、3627番2、3628番1、3628番2、3629番、3630番、3636番5、3650番から3652番まで、又3652番、3654番、又3654番、3656番、又3656番、3663番1、3677番1
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市原字横山4893番78、4893番82、4893番83、4893番87、4893番90、4893番91、4893番105、4893番106、4907番、4912番1、4912番2、4924番1、4930番、4940番^{かん}1、4940番2

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町霜野字西谷 1100番1地先から 同所 1080番地先まで	36.0	防交 (災害防除)

- 2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）2月27日

熊本県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字白石字白石平 896番1地先から 同所 896番1地先まで	105.5	災害復旧 工事

- 2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）2月27日

熊本県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	268号	水俣市長野町 463番1地先から 同所 477番5地先まで	42.6	迂回路の 設置

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)2月27日

熊本県告示第199号

平成30年(2018年)3月29日熊本県告示第274号の11(土砂災害警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西村	嘉島町上六嘉	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第200号

平成23年(2011年)8月23日熊本県告示第821号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
坂本川-1	甲佐町坂谷	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
坂本川-2	甲佐町坂谷	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

西村	嘉島町上六嘉	別図のとおり	急傾斜地の崩壊
----	--------	--------	---------

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
坂本川-1	甲佐町坂谷	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
坂本川-2	甲佐町坂谷	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田代2	御船町田代	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
屋敷4	御船町上野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後田	和水町藤田	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

西長迫	和水町原口	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
黒土	和水町前原 和水町原口	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
蔵原	和水町岩尻	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
早菜摘原	和水町高野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
坂川原1	和水町高野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
坂川原2	和水町高野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
谷ノ浦2	和水町焼米	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
尾開田	和水町米渡尾	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
天神尾1	和水町米渡尾	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
天神尾2	和水町米渡尾	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東屋敷2	和水町米渡尾	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
福田	和水町榎原 和水町高野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
長迫	和水町榎原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
居屋敷	和水町榎原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
立石2	和水町原口	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下土喰	和水町江田	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
天神平3	和水町江田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上坂口	和水町江田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
長野3	和水町江田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
井川谷	和水町江田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大久保下1	和水町江田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
東牧野	和水町江田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第

4項の規定により公示する。
 令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南松尾	山鹿市鹿北町椎持	別図1のとおり	地滑り
荒平	山鹿市鹿北町多久	別図2のとおり	地滑り
多久	山鹿市鹿北町多久	別図3のとおり	地滑り
小原	山鹿市鹿北町多久	別図4のとおり	地滑り
瀬野	山鹿市菊鹿町相良 山鹿市菊鹿町矢谷	別図5のとおり	地滑り
相良	山鹿市菊鹿町相良	別図6のとおり	地滑り
横尾	山鹿市菊鹿町上永野 山鹿市菊鹿町阿佐古	別図7のとおり	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
 令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂の原	山鹿市城	別図1のとおり	地滑り
津留	山鹿市津留	別図2のとおり	地滑り
竹山	山鹿市小坂	別図3のとおり	地滑り
霊仙	山鹿市久原	別図4のとおり	地滑り
竹の谷	山鹿市鹿北町岩野	別図5のとおり	地滑り
柏ノ木第2	山鹿市鹿北町岩野	別図6のとおり	地滑り
柏ノ木	山鹿市鹿北町岩野 山鹿市鹿北町芋生	別図7のとおり	地滑り

蕨芹	山鹿市鹿北町岩野	別図8のとおり	地滑り
----	----------	---------	-----

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野辺田2	山鹿市小坂	別図1のとおり	土石流
寺島上3	山鹿市寺島	別図2のとおり	土石流
寺島下1	山鹿市寺島	別図3のとおり	土石流
寺島下2	山鹿市寺島	別図4のとおり	土石流
寺島下4	山鹿市寺島	別図5のとおり	土石流
日輪寺	山鹿市杉	別図6のとおり	土石流
三反田	山鹿市坂田	別図7のとおり	土石流

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
川久保4	山鹿市小坂	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
金堀2	山鹿市津留	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
白坂川2	山鹿市小坂	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

白坂川3	山鹿市小坂	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
寺島下3	山鹿市寺島	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
茅場	山鹿市上吉田	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
堂ヶ原1	山鹿市平山	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
堂ヶ原2	山鹿市平山	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
大河内(大河内川) -3	山鹿市小坂	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
上吉田	山鹿市上吉田	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
白瀧	山鹿市坂田	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
川久保	山鹿市小坂	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
金堀2	山鹿市津留	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
法花寺	山鹿市寺島	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
白坂2	山鹿市小坂	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
寺島下	山鹿市寺島	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
笹原1	山鹿市平山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
笹原2	山鹿市平山	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
湯山6	山鹿市平山	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
湯山7	山鹿市平山	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
新村1	山鹿市平山	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
前川内1	山鹿市平山	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
平小城1	山鹿市平山	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
平小城2	山鹿市城	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
堂の原	山鹿市城	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
城1	山鹿市城	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
城2	山鹿市城	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
笹原3	山鹿市平山	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

湯山8	山鹿市平山	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
平小城3	山鹿市平山	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
平小城4	山鹿市平山	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

(別図1から別図31までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小栗1	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流
小栗2	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流
高野	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流
鳥越2	山鹿市鹿北町芋生	別図4のとおり	土石流
黒猪2	山鹿市鹿北町芋生	別図5のとおり	土石流

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小栗3	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
鳥越1	山鹿市鹿北町芋生	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
宮の前	山鹿市鹿北町四丁	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
山下	山鹿市鹿北町四丁	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり

深倉2	山鹿市久原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
深倉3	山鹿市久原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小栗1	山鹿市鹿北町岩野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小栗2	山鹿市鹿北町岩野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小栗3	山鹿市鹿北町岩野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
舞野	山鹿市鹿北町岩野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
柏の木7	山鹿市鹿北町岩野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
鳥越1	山鹿市鹿北町芋生	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
堂原3	山鹿市鹿北町四丁	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宮の前	山鹿市鹿北町四丁	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山下3	山鹿市鹿北町四丁	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鳥越2	山鹿市鹿北町芋生	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
川原谷1	山鹿市鹿北町芋生	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
西細永	山鹿市鹿北町芋生	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小栗4	山鹿市鹿北町岩野	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
小栗5	山鹿市鹿北町岩野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
小栗6	山鹿市鹿北町岩野	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東細永2	山鹿市鹿北町芋生	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小迫1	山鹿市坂田	別図1のとおり	土石流

大谷1	山鹿市坂田	別図2のとおり	土石流
本霊仙1	山鹿市久原	別図3のとおり	土石流
下中尾1	山鹿市鹿央町広	別図4のとおり	土石流
城ヶ鼻3	山鹿市鹿央町岩原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山口1	山鹿市小原	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
宮ノ谷1	山鹿市久原	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上山口1	山鹿市鹿央町岩原	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
樽原1	山鹿市久原	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
樽原2	山鹿市上吉田	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
丸山口1	山鹿市鍋田	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
廻り田1	山鹿市鍋田	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
浦田1	山鹿市杉	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
野馬見1	山鹿市名塚	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
権現の尾1	山鹿市名塚	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
宮ノ谷1	山鹿市久原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
山中1	山鹿市久原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
首石1	山鹿市久原	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西大浦1	山鹿市椿井	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

小猿谷1	山鹿市麻生野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
二反田1	山鹿市麻生野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
二反田2	山鹿市麻生野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
樽山1	山鹿市保多田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
八幡林1	山鹿市保多田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
八幡林2	山鹿市保多田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中村1	山鹿市鍋田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
一の谷1	山鹿市保多田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中道1	山鹿市志々岐	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
村の上1	山鹿市志々岐	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
宮の下1	山鹿市蒲生	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
宮の上1	山鹿市蒲生	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
瀬頭1	山鹿市坂田	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
一本杉1	山鹿市方保田	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
立足1	山鹿市鹿央町合里	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

(別図1から別図29までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒平川1	山鹿市鹿北町椎持 山鹿市鹿北町多久	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
荒平川2	山鹿市鹿北町椎持 山鹿市鹿北町多久	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
荒平川3	山鹿市鹿北町椎持 山鹿市鹿北町多久	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

荒平川4	山鹿市鹿北町多久	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
上原	山鹿市鹿北町椎持 山鹿市鹿北町多久	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
中尾	山鹿市鹿北町多久	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
荒平川5	山鹿市鹿北町多久	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
荒平川6	山鹿市鹿北町多久	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
曲野川	山鹿市鹿北町多久	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
岩野川2	山鹿市鹿北町多久	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
岩野川3	山鹿市鹿北町多久	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
岩野川4	山鹿市鹿北町多久	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
叶田	山鹿市鹿北町多久	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
岩屋堂	山鹿市鹿北町多久	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
瓶焼	山鹿市鹿北町椎持	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上原	山鹿市鹿北町多久	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
橋掛	山鹿市鹿北町多久	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
城ノ尾2	山鹿市鹿北町多久	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
天神原4	山鹿市鹿北町多久	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
北向	山鹿市鹿北町多久	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
小今村3	山鹿市鹿北町多久	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
牛倒1	山鹿市鹿北町多久	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
向野	山鹿市鹿北町多久	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
牛倒2	山鹿市鹿北町多久	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
瀬野2	山鹿市菊鹿町矢谷	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
上岩下	山鹿市菊鹿町山内	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
二夕俣	山鹿市菊鹿町上永野 山鹿市菊鹿町阿佐古	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

下日渡	山鹿市菊鹿町下内田 山鹿市菊鹿町下永野	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
-----	------------------------	----------	---------	----------

(別図1から別図28までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下中3	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流
下中4	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流
下中5	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流
尾谷	山鹿市鹿北町岩野	別図4のとおり	土石流
柿原5	山鹿市鹿北町岩野	別図5のとおり	土石流
皆瀬	山鹿市鹿北町椎持	別図6のとおり	土石流
市木	山鹿市鹿北町椎持	別図7のとおり	土石流
後川内3	山鹿市鹿北町椎持	別図8のとおり	土石流
麻生8	山鹿市鹿北町椎持	別図9のとおり	土石流
麻生9	山鹿市鹿北町椎持	別図10のとおり	土石流
岩野川3	山鹿市鹿北町椎持	別図11のとおり	土石流

(別図1から別図11までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下中2	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
福原2	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
柿原3	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
柿原6	山鹿市鹿北町岩野	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
麻生2	山鹿市鹿北町椎持	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
麻生4	山鹿市鹿北町椎持	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
麻生5	山鹿市鹿北町椎持	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
君ヶ平1	山鹿市鹿北町椎持	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
君ヶ平2	山鹿市鹿北町椎持	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
南松尾2	山鹿市鹿北町椎持	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
岩野川2	山鹿市鹿北町椎持	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
開山3	山鹿市鹿北町椎持	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
麻生6	山鹿市鹿北町椎持	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
麻生7	山鹿市鹿北町椎持	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
君ヶ平3	山鹿市鹿北町椎持	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
柿原4	山鹿市鹿北町岩野	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
麻生3	山鹿市鹿北町椎持	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
麻生10	山鹿市鹿北町椎持	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
君ヶ平4	山鹿市鹿北町椎持	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
中津留2	山鹿市津留	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
荒谷	山鹿市寺島	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
百田5	山鹿市鹿北町岩野	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
下中3	山鹿市鹿北町岩野	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

久老1	山鹿市鹿北町岩野	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
久老2	山鹿市鹿北町岩野	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
福原3	山鹿市鹿北町岩野	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
皆瀬3	山鹿市鹿北町椎持	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
麻生9	山鹿市鹿北町椎持	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
麻生10	山鹿市鹿北町椎持	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小川内7	山鹿市鹿北町椎持	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
小川内8	山鹿市鹿北町椎持	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
君ヶ平6	山鹿市鹿北町椎持	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
下村4	山鹿市鹿北町多久	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
下村5	山鹿市鹿北町椎持	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
瓶焼2	山鹿市鹿北町椎持	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
瓶焼3	山鹿市鹿北町椎持	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
須屋5	山鹿市鹿北町椎持	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
星原3	山鹿市鹿北町椎持	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
瓶焼4	山鹿市鹿北町椎持	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
尾谷7	山鹿市鹿北町岩野	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

(別図1から別図40までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平山2	荒尾市平山 荒尾市府本	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下井手	荒尾市下井手	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
本井手	荒尾市本井手	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
東屋形	荒尾市東屋形1丁目 荒尾市荒尾	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
三郎ヶ谷	南関町関東	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
白土	南関町関東	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
辻1	南関町関東	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
椿原2	南関町関東	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
山/谷1	南関町関東	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
中塚	南関町関東	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
前原2	南関町関東	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
椿原2	南関町関東	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
松林	南関町関東	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
三郎ヶ谷3	南関町関東	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
海間3	南関町関東	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
海間4	南関町関東	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
椿原3	南関町関東	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

（別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 774番1地先から 同所 886番3地先まで	前	6.7 ～ 21.6	60.0	災害復旧工事
			後	6.7 ～ 21.6		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月27日

熊本県告示第219号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木 1158番1地先から 八代市坂本町鎌瀬 24番1地先まで	1,696.8	迂回路の設置

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)2月27日

熊本県告示第220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 774番1地先から 同所 886番3地先まで	58.5	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)2月29日

熊本県告示第221号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託の内容

熊本県立劇場条例(昭和57年熊本県条例第27号)第9条に規定する使用料の収納

2 委託の相手方

公益財団法人熊本県立劇場 熊本市中央区大江二丁目7番1号

3 委託する期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

公 告

熊本県公告第120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊南ショッピングセンター
合志市須屋字上ノ原1937番 外
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
令和6年（2024年）1月22日
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（承継前）株式会社メイプレイスカンパニー 代表取締役 千原 健治
熊本市中央区花畑町12番1号
（承継後）有限会社ムラカミ 代表取締役 村上 勝則
熊本市北区龍田弓削一丁目25番15号
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
建物譲渡のため
- 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
7,009㎡
- 届出年月日
令和6年（2024年）2月8日

熊本県公告第121号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県議会映像インターネット配信等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県議会事務局政務調査課（熊本県議会棟本館1階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和6年（2024年）2月8日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェイ・フィット 代表取締役 津田 健司
郵便番号 812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目6-23
- 落札金額
43,197,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,927,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）12月26日

熊本県公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字麻生原1390番1
402.01平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区国府四丁目1番21号フォレスト国府102
島田 佳由子
寺澤 希

熊本県公告第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字麻生原1390番3
399.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田弓削一丁目2番13号
川口 三郎

熊本県公告第124号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大石 康宣	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字田島375番1ほか2筆
大石 康宣	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字井手ノ下2471番3ほか2筆
大石 康宣	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字尾町250番1ほか2筆
大石 康宣	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鳥居松1633番11ほか1筆
永山 芳宏	人吉市上永野町	人吉市下永野町字永前田1135番ほか1筆
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字灰塚4191番ほか1筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字畦無田1297番ほか4筆
農事組合法人おこぼ	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑麓町字下笹原4466番1ほか4筆
福島 祐太郎	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字龍神2302番1ほか1筆
青木 一幸	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字宝出式番割997番1
上田 靖	八代市鏡町野崎	八代市鏡町芝口字壱式番割589番2ほか1筆
森永 秀徳	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町鏡村字五番割1893番1ほか1筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町古閑出字亀甲2203番1ほか11筆
梅田 俊一	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字八番割592番1ほか3筆
永松 一吉	八代市鏡町北新地	八代市昭和明徴町字共栄307番1ほか3筆
久保田 和哉	八代市南平和町	八代市北平和町338番
濱田 健一	八代市植柳新町	八代市北平和町338番ほか1筆
米田 豊喜	八代市沖町	八代市井揚町字式番割2716番1
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字下後新田9303番4
農事組合法人本	天草市本町本	天草市本町本字大橋7858番1ほか2筆

町営農組合		
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市新和町大宮地字道園4191番1ほか3筆
小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字前ノ尾152番7ほか2筆
大新ファーム森岡合同会社	天草市亀場町亀川	天草市新和町小宮地字森ノ下4909番3ほか2筆
元島 浩継	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3123番6ほか2筆
元島 浩継	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3154番5ほか2筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3130番12ほか4筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3060番5
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3158番1ほか1筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3053番15ほか1筆
鶴岡 典幸	天草市本渡町本戸馬場	天草市有明町下津浦字釜3135番6ほか11筆
鶴岡 典幸	天草市本渡町本戸馬場	天草市有明町下津浦字岩ノ花4908番2
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字杉ノ下193番2ほか47筆
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字藏ノ前319番2ほか2筆
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字森ノ下4910番3
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5207番214ほか2筆
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5208番189
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字森ノ下4905番3ほか3筆
健幸一番楽らく農園合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5208番179
山本 将太	天草市有明町小島子	天草市有明町小島子字小平882番
唯 和幸	宇土市下網田町	宇土市下網田町字西品瀬1435番ほか4筆
宇都宮 勝之	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟178番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟279番1ほか3筆
小田 博子	宇土市住吉町	宇土市笹原町字潟開994番
株式会社だいほ果実	玉名市天水町小天	玉名市天水町立花字一ノ切1911番1ほか1筆
田上 真智美	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字長田1659番
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字薙田607番1
栗崎 清史郎	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸笛田町字迎井尻1545番

		3
栗崎 清史郎	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸笛田町字高田1446番
高野 哲史	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字手永開4346番
伊津野 道信	熊本市南区川尻	熊本市西区中原町字上古閑4番1
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字四反割1691番2ほか2筆
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中島町字古川25番1ほか11筆
宮本園芸株式会社	熊本市西区上代	熊本市西区中松尾町字才又569番ほか4筆
宮本園芸株式会社	熊本市西区上代	熊本市西区沖新町字幸3339番1ほか14筆
株式会社穀菜	熊本市南区江越	熊本市南区御幸笛田町字迎高田1330番1ほか1筆
株式会社穀菜	熊本市南区江越	熊本市南区御幸笛田町字迎高田1337番1ほか2筆
岡本 栄一	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町小岩瀬字長碓848番1ほか4筆
成松 敬介	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町平原字大坪282番1ほか4筆
岡村 美吉	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字新開290番ほか2筆
岡村 美吉	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字新開299番ほか1筆
荒木 守隆	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町東阿高字一位田596番
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町藤山字池下379番
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字井龍474番ほか1筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字前田344番ほか1筆
成松 敬介	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町木原字鱈塚1300番ほか9筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字木下88番ほか1筆
前田 克也	荒尾市菰屋	荒尾市菰屋字下奈良町1378番3
西島 修作	荒尾市菰屋	荒尾市菰屋字七浦1523番

2 認可年月日
令和6年(2024年)2月19日

熊本県公告第125号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県北広域本部玉名地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(県営長山地区中山間地域総合整備事業地区界測量)	令和6年(2024年)2月26日から 令和6年(2024年)6月28日まで	玉名郡南関町長山地区内

熊本県公告第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（航空写真撮影）	令和5年（2023年） 8月25日から 令和6年（2024年） 1月31日まで	熊本県県北地区（荒尾市、玉名市、南関町、長洲町）

熊本県公告第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字上村廻673番1
423.36平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市福原672番地
濱砂 宏彰
濱砂 仁美

登載依頼**熊本県警察本部公告第13号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年（2024年）2月27日

熊本県警察本部長 宮内彰久

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
運転者管理等業務用端末及び周辺機器の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部運転免許課
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
- 落札者の相手方を決定した日
令和6年（2024年）1月18日
- 落札者の相手方の氏名及び住所
氏名 NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
住所 熊本市中央区水道町8番6号
- 落札金額
168,465,000円
（うち消費税及び地方消費税の額15,315,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）11月24日

主要農作物奨励品種審査会公告第1号

主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

令和6年（2024年）2月27日

主要農作物奨励品種審査会会長

- 開催日時
令和6年（2024年）3月5日（火）

- 午後2時00分から3時00分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館5階 審議会室
 - 議題
奨励品種に採用したい品種について
大豆「フクユタカA1号」
 - 傍聴者の定員
10人
 - 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課）
(電話096-383-1111 内線 37407)

熊本県地域医療対策協議会公告第3号

熊本県地域医療対策協議会を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県地域医療対策協議会会長

- 開催日時
令和6年(2024年)3月4日(月) 午後5時30分から
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 防災センター 201会議室
- 議題
(1) へき地医療拠点病院の新規指定について
(2) 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムの更新について
(3) 令和6年度(2024年度)熊本県医師修学資金貸与医師の派遣先について
(4) 令和7年度(2025年度)臨床研修医の募集定員について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県地域医療対策協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
(電話096-333-2204)

熊本県立図書館協議会公告第2号

令和5年度(2023年度)第2回熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県立図書館協議会

- 開催日時
令和6年(2024年)3月7日(木) 午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本市中央区出水二丁目5番1号
熊本県立図書館 2階応接室
- 議題
(1) 新たな運営基本方針を具現化するための中期行動計画(第2次)について
(2) 令和5年度(2023年度)熊本県立図書館利用者アンケートについて
(3) 令和6年度(2024年度)短期行動計画について
- 傍聴人の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市中央区出水二丁目5番1号
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課内）

(電話096-384-5000)

熊本県都市計画審議会公告第3号

第164回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和6年(2024年)2月27日

熊本県都市計画審議会

- 1 日時
令和6年(2024年)3月5日(火)午前10時00分から正午まで
- 2 場所
ホテル熊本テルサ「たい樹」
熊本市中央区水前寺公園28番51
- 3 議題
【審議】
(1) 熊本都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)
(2) 大津都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)
(3) 景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件(特定施設届出地区の変更:合志市、大津町、菊陽町)
- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
(3) 会場内での飲食はできません。
(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はありません。
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 留意点
公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準又はイに該当する場合には、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。
- 8 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)
電話番号:096-333-2520

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「精神保健福祉センター課長」を「精神保健福祉センター課長 動物愛護センター課長」に改める。
別表第1の5医療職給料表(2)5級の部知事の事務部局の款食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長
----------	----

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月27日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の
一部を次のように改正する。
別表第1知事の事務部局の部健康福祉部の款地方出先機関の項中「食肉衛生検査所次長」
を「食肉衛生検査所次長 動物愛護センター所長」に改める。

附 則
この規則は、令和6年3月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月27日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を
次のように改正する。
別表出先機関の表食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長
----------	----

附 則
この規則は、令和6年3月1日から施行する。